

「下野市高齢者保健福祉計画（案）」パブリックコメントを実施します

市では、介護保険事業と高齢者保健福祉事業を総合的に推進するため「下野市高齢者保健福祉計画」の策定を進めています。このたび、「高齢者保健福祉計画策定委員会」において本計画にかかる意見・提言をいただき、計画の原案がまとまりましたので、市民の皆さまからのご意見を募集します。

公表する資料

下野市高齢者保健福祉計画（案）

資料の閲覧場所

市ホームページまたは次の場所です。文書閲覧が可能です。

- ① 総合政策課（国分寺庁舎）
- ② 高齢福祉課（きらら館）
- ③ 石橋庁舎相談室
- ④ 市民課南河内窓口（南河内図書館2階）

※閲覧時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

意見の募集期間

2月2日（月）～23日（月）

※郵送、FAX、電子メール

直接持参のいずれの場合も2月23日（月）午後5時15分まで（必着）

意見の提出方法

指定の「意見等記入用紙」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。用紙は閲覧場所及び市ホームページ内にあります。

① 郵送

〒329-0502

下野市下古山1220

下野市高齢福祉課あて

② FAX (52) 3712

☒ koureifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

③ 直接持参

高齢福祉課（きらら館）まで

なお、ご意見をお寄せいただく際には、氏名（※）・住所（※）・年齢・性別・電話番号を記載してください。（※は必須です。これらの明記のないものについては受け付けできません。）

問い合わせ先

高齢福祉課

☎ (52) 1115

児童扶養手当と公的年金給付・遺族補償等との併給制限の変更について

児童扶養手当は、離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。

これまで、公的年金給付・遺族補償等を受給している（できる）場合には、児童扶養手当を受給することはできませんでした。

このたび、制度が変更され、児童扶養手当よりも低額の公的年金給付・遺族補償等を受給している場合には、手続きをすることにより、その差額分の手当を受給できるようになりました。

施行は平成26年12月1日（平成27年4月払い）です。経過措置があり、平成27年3月末までに手続きをした場合、施行日に要件を満たしている方は施行月から、それ以外の方は要件を満たした月の翌月分から支給されます。

児童扶養手当の手当額

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,020円	所得に応じて 41,010円～9,680円
2人	46,020円	児童1人の手当額に 5,000円加算した額
3人～		児童1人増すごとに 3,000円加算した額

手続き

児童扶養手当額と公的年金・遺族補償等の受給額を比較する必要がありますので、お心当たりの方は、こども福祉課までご相談ください。

相談・問い合わせ先

こども福祉課
☎ (52) 1114

明るい選挙啓発ポスター審査結果

平成26年度明るい選挙啓発ポスターコンクールでは、市内小中学校から167点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございます。

作品は市審査にて20名が入選され、その後県審査において、県佳作5名、県入選2名、県優秀賞を石橋北小学校 桜井夢菜さんが受賞されました。皆さんの作品をきっかけとして、児童・生徒の皆さんや有権者の方々の選挙への関心が高まることを期待されます。



桜井夢菜さんの作品

問い合わせ先

下野市選挙管理委員会
☎ (40) 5562